

令和4年10月6日

静岡労働局長
石丸 哲治 殿

静岡地方最低賃金審議会
会長 畑



静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月9日付け静労発基0809第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別 紙

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（製鉄業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ加工処理業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属鍛造品製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業又は非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務

ロ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務

ハ 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 979円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月21日